



# 大津市公報

平成 31 年 3 月 29 日  
号外 (第 15 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 21 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1
- 22 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 23 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 2

### 規 則

#### 教育委員会規則

- 1 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2

## 規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年 3 月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第21号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 項の表保育士人材紹介料支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

|             |   |
|-------------|---|
| 保育士等確保促進助成金 | 新たに保育士等を採用した保育所等の設置者に対して助成金を交付することにより、保育所等における保育士等の確保を促進し、もって児童の福祉の増進を図ること。 |
|-------------|---|

別表第 4 項の表経営体育成支援補助金の項の次に次のように加える。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 担い手確保・経営強化支援事業費補助金 | 地域の農業の担い手となる農業者が経営発展に関する目標の達成に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等を支援し、もって次世代を担う経営感覚に優れた農業者を育成及び確保を図ること。 |
|--------------------|---|

別表第 7 項の表大津市英語検定料補助金の項を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 7 項の表大津市英語検定料補助金の項を削る改正規定は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成31年 3 月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第22号

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「ついては」を「あつては」に改め、同条の表中「210円」を「220円」に、「27円」を「28円」に改める。

第 7 条第 1 号の表中「520」を「530」に、「1,570」を「1,600」に、「2,200」を「2,240」に、「1,040」を「1,060」に、「310」を「320」に、「4,190」を「4,270」に、「620」を「630」に、「2,090」を「2,130」に、「3,140」を「3,200」に、「880」を「900」に、「1,360」を「1,390」に改め、同条第 2 号の表中「27円」を「28円」に改め、同条第 3 号の表中「2,620円」を「2,670円」に改める。

第8条第1号の表中「520」を「530」に、「1,570」を「1,600」に、「2,200」を「2,240」に、「1,040」を「1,060」に、「740」を「750」に、「4,190」を「4,270」に、「310」を「320」に、「620」を「630」に、「2,090」を「2,130」に、「3,140」を「3,200」に改め、同条第3号の表中「2,620円」を「2,670円」に改める。

第9条第1号の表中「520」を「530」に、「1,570」を「1,600」に、「2,200」を「2,240」に、「1,020」を「1,040」に、「1,040」を「1,060」に、「310」を「320」に、「4,190」を「4,270」に、「620」を「630」に、「2,090」を「2,130」に、「4,190」を「4,270」に改め、同条第3号の表中「2,620円」を「2,670円」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に使用した大津市立公民館のガス器具及び電気窯並びに大津市生涯学習センター、大津市北部地域文化センター及び大津市和邇文化センターのホール等の附帯設備（以下「ガス器具等」という。）の使用料（大津市立大津公民館にあっては、利用料金。以下同じ。）について適用し、同日前に使用したガス器具等の使用料については、なお従前の例による。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第23号**

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第45号」を「第46号」に改め、第45号を第46号とし、第37号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 高齢者に対する配食サービスの実施に関する業務

第21条の3第2項第5号中「前条第40号」を「前条第41号」に改め、同項第6号中「前条第42号」を「前条第43号」に改め、同条第3項中「前条第43号から第45号まで」を「前条第44号から第46号まで」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**規 則  
教 育 委 員 会 規 則**

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

大津市長 越 直 美  
大津市教育委員会教育長 舩 見 順

**大津市規則  
大津市教育委員会規則 第1号**

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14条第2項に規定する調査等の補佐のほか、」を「その他」に改める。

第3条第4項中「委員会」を「大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第5項中「委員会の意見を聴いた上で」を削り、「第2条第3項」を「第2条第5項」に、「児童生徒支援課」を「教育委員会事務局の関係課その他の関係機関」に改める。

第4条中「及び相談調査専門員」、「委員にあっては」及び「、相談調査専門員にあっては様式第2号」を削り、同条に次の1項を加える。

2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

様式第2号（裏）中「及び大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）が行う条例第14

条第2項に規定する調査等の補佐のほか、」を「その他」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。